

移住定住に関する助成金などのご案内

移住定住に関する各種助成金制度や祝金があります。要件や申請期限などがあるため、お早めに申請してください（ポイントとは、町内加盟店で利用できる「ポイントあびら」のことです）。

・ **結婚祝金** 4万円分のポイントと1万円相当の町内温浴施設入浴券を支給

結婚当事者の年齢がともに50歳未満で、結婚後、14日以内に当事者がともに町民になる方、夫婦のいずれかが初婚である場合が対象。

・ **出生祝金** 出生1名につき5万円分のポイントを支給

出生届を町民として届けた当該保護者の方が対象。

・ **住宅建設などに対する助成金**

町内に自己が居住するための住宅を建設する方に向けた助成金です。

	支援制度メニュー	対 象	助成金額
①	住宅建設奨励 助成金	町が分譲する団地において、町と土地売買契約を行い、住宅を建設した方	20万円分のポイント
②		上記以外の場所に住宅を建設した方	10万円分のポイント
③	転入奨励助成金	①に該当し、町内に転入した方	20万円分のポイント
④		②に該当し、町内に転入した方	10万円分のポイント
⑤	子育て助成金	③④に該当する世帯に満15歳以下の子どもがいる世帯	10万円分のポイント

・ **新規就農、商工業奨励助成金** 20万円分のポイントを支給

新たに就農、商工業を行う方や親から経営移譲を受けられる方が対象。

・ **若者雇用促進助成金** 従業員：10万円分のポイントを支給、企業：5万円

町内の対象企業に雇用され、町内居住期間が1年以上経過した従業員および申請した企業が対象。

・ **長期優良住宅建設助成金** 助成金額：200万円

町営分譲宅地（町営若草団地、ラ・ラ・タウン・おいわけ）にて、町が指定した区画に長期優良住宅を建設し、次のいずれにも該当する建設業者が対象です。

1. 建設業法（昭和24年法律第100号）の建設業であり、建築工事業の許可を有していること
2. 公租公課に滞税がないこと
3. 助成金の一部または全部を建築主が負担する建築費用に充てること
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと

※建設助成認定決定を受ける前に建築確認申請を提出し、また工事着工されている長期優良住宅については、当助成事業の対象外となりますので、長期優良住宅の建設を検討されている方については、事前にご連絡ください。

※長期優良住宅についての詳細は、右記二次元バーコードからご確認ください。



長期優良住宅の詳細
(国土交通省
ホームページ)

住宅や土地を探している方に向けての移住定住支援サイト「北海道のびのび暮らし」にて物件を掲載し、移住定住を支援しています。また、住宅や土地を手放すことを検討している方も物件の登録ができますので、下記までご連絡ください。

※町内の住宅や土地の情報は右記二次元バーコードからご確認ください。



移住定住支援
サイト「北海道
のびのび暮らし」

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751